

# 米法における企業の社会的責任論の一考察

大 槻 敏 江

## 目 次

1. はじめに
2. 社会的責任論の史的考察
3. バーリー・ドッド論争
4. 社会的責任論の法展開
5. 利潤概念の変遷
6. 株主提案権制度
7. むすび

## 1. はじめに

企業の社会的責任論に関しては、従来より各方面で（経済学、経営学、社会学など）アプローチがなされてきている。本稿では、解釈法学の面から考察を試みるものである<sup>(1)</sup>。企業の社会的責任論の展開は、従来企業が行なってきた、単なる生産をすることにより社会に必要な財を調達する。あるいは、公害防止のために一時企業を中止せしめることにより社会的責任を果たそうとする方法とは、もはや異った傾向になってきておる。

それは、社会福祉に力を注ぎ、または厚生等に対策が考慮されてきつつある。このような、会社経営者の行動が変化することにより会社法上の問題が生じる。会社経営者は社会目的のために会社資金を使用することは、会社が株主以外の者の利益のために行動することになり、その資金はすくなくとも株主のもの（利潤配当額）と考えるべきである。それゆえ、企業の社会的責任に関する法的アプロ

## 米法における企業の社会的責任論の考察

一チは根底に重大問題をたずさえているものとして考察を試みるのである。

なお、本稿では、米法における史的考察を中心に、ドッド・バーリー論争から最近の株主提案権制度に至る問題点を検討するものである。

### 注

- (1) 河本一郎著「企業ないし会社の社会的責任については、それについて論ずる人の数だけその意味が異なるといわれるほど、一致したものがない。」*ジュリスト* No. 578, 1975年1月1日号106頁。

## 2. 社会的責任論の史的考察

アメリカの会社の歴史をたどってみると、「独立戦争以前のアメリカには極く少数の株式会社しか存在しなかった<sup>(1)</sup>。その多くはイギリスにおいて国王の特許状又は議会の特別私法律により設立されたものであった。----アメリカの初期の歴史においては、かかる会社——『独占的怪物』とよばれた——に対する顕著な反情と恐怖とが見られた。それは、集中された資本力に対する恐怖であるよりも、貪欲な集権的政治支配に対する恐怖であった。<sup>(2)</sup>」

このように会社は、序々に形成し発展の途をたどってきたのである。

企業の社会的責任論は、国民の企業批判の中で企業存在のあり方が社会理解・協力にあるという認識のもとになされてきている。この点我国においても、「経済同友会(昭和45年)」等で検討がなされておる。がしかし、企業の社会的責任が論議され始めたのは第二次世界大戦終了直後であり、法的見地からのアプローチはむしろ少数であると言って過言ではない。

他方、アメリカにおいては今世紀初期から企業の社会的責任概念が最も盛んに論じられ、約40年にわたる論争と伝統のもとにはなばなしく展開されてきている。

### (1) 1920年代

バーリーとミーンズ(A.A. Berle, & G.C. Means)によって所有と経営の分離に関する分析がなされるまでに、社会的責任を企業は認識しておったといわれる。それは、株式所有権の拡散の結果、もはや会社は株主にとってその利益の

## 米法における企業の社会的責任論の考察

ために運営されるとはいひ難い。また、株主が自らの要求のみを提起しえないために、経営者による絶対権を掌握するに至ったこと。他方では、所有と支配との分離が財産の意味を変えたことにある。このため株主は、支配権・財産に関する責任を喪失した結果、会社に対し株主が自己の利益のための運営を要求する権利をも失したことになり、そこに会社の公共的奉仕の方向が見出されてくるといわれた<sup>(3)</sup>。つまり、これらは利潤極大化原則（従来よりの経営理念）からの脱皮と評されるに至ったのである<sup>(4)</sup>。

### (2) 1930年代以降

1920年代後半から社会的責任問題はクローズアップされてきたとみられる。1930年代の大恐慌期には、ビジネス行動に対する外在的批判が、強力なものとなつたのである。これは次章で述べるバーリー・ドッド論争において明らかにうかがえるからである。

1960年頃までは、「企業の行動と政策に対する攻撃は緩和されつつある。<sup>(5)</sup>」として社会的責任に関する論議はそれほど厳しいものではなかった。がしかし、公害問題等においては著しい企業批判がなされ、企業存立のあり方、社会への貢献度が問題視されて、企業存立には社会の理解と協力の必要性を認識すべき時に直面してきている。さらに、株主提案権制度が検討されて、利潤概念の変遷がなされてきている。

### 注

- (1) Davis, Essays in the earlier history of American corporations, 1917. pp. 4~5.
- (2) A.A. Berle, Studies in the Law of corporation finance, 1928. p. 15.  
大隅健一郎著「株式会社法変遷論」有斐閣、昭和46年、88、89頁。
- (3) Berle, Historical Inheritance of American Corporations, in Cary, Cases and Materials on Corporations, 1970. pp. 1~5.
- (4) 北島訳「近代株式会社法と私有財産」12頁以下参照。
- (5) Morrell Heald, Management's Responsibility to Society; The Growth of an Idea, 31 Business History Rev. p. 377.

## 米法における企業の社会的責任論の考察

竹中竜雄訳「経営の社会的責任」概念の発展過程、国民経済雑誌97巻6号57頁以下（1958年）。

### 3. バーリー・ドッド論争

社会的責任論の発展に関して、二法律学者による社会的責任概念論争を述べつつ企業の社会的責任を論及するものである。

#### I. バーリー論

1931年バーリーは、「信託上の権限としての会社権限」(A.A. Berle, Corporate Powers as Powers in Trust, 44 Harv. L. Rev. 1049.) の論文で展開がなされた。

##### Berle によると

- (1) 株式発行権限は、発行により現在ないしは将来において株主の割合的利益を保護する持分的制限に従がわねばならない。
- (2) 配当を決定する権限は、会社全体のためではなく、株主全体の利益になるよう行使されねばならない。
- (3) 他社の株式取得権限は、会社全体の利益となるよう考慮して行使されねばならず、なお経営者の個人的事業を助成したり、会社内外の特定の利益者を助成する目的として行使されなければならない。
- (4) 定款変更権限は、会社全体の利益を目的とされ、会社内グループのすべてが利害を生ずる場合、これらの利害を衡平妥当に分配するように行使しなければならない。
- (5) 合併・営業譲渡による企業財産の移転をなす権限は、すべての種類の株式の所有者の利益が実質的に保護されるように行使されなければならない。

として、会社権限 (Corporate power) に関する5項目を掲げた。これらの権限は、無制限のものではなく、衡平法的制約に服する信託的権限であるとし、株主の利益のために行使されるべきことを強調したのである<sup>(1)</sup>。

#### II. ドッド理論

## 米法における企業の社会的責任論の考察

1932年ドッドによると、「経営者は誰に対して受託者であるのか (For Whom are Corporate Managers Trustees?)」の論文においてバーリー論に対する問題提起を試みるに至ったのである。

ドッドはバーリー論に関して、「信託的権限説に同意しつつ、利己的経営者から株主を保護するという賛成すべき目的の場合でさえ、会社は株主の利潤追求という単一目的のためのみに存在することを強調するのは好ましくない。私有財産の利用は公益によって大きな制約をうけること、また世論の動向も、会社が利潤追求と同時に社会奉仕機能をもあり得る経済組織体であるという認識に向って進んでおる。なお、法理に影響を与える、近い将来利潤追求機能に大きな影響を与えることである。当時、会社公共性を認めつつ同時に法人擬制説から実在説に移向することにより取締役が単に対株主の代理人の関係に止まることなく、組織自体に対する受託者として、さらに経営者に対する従業員、消費者、一般公衆の関係で社会的責任が認めらるべきと解した。

例えば、経営者が株主のため排他的な利潤を追求するというより、むしろ社会責任を示すような方法で会社資金を使用することは、しばしば行なわれる。これは、会社が地方の慈善事業に対して寄付をなすことである。しかしこの支出は、善意 (good will) を創造するのであるから、究極的に株主の利益となろう。」

つまり、会社経営者による自発的な社会的責任認識が、はたして会社法原則に反するものかどうかを問題としたのである。これに関して法律では、経営者がもっぱら株主の利益のために活動すべきを前提として行使されてきたが、世論の変化によって変動されるべきである<sup>(2)</sup>。

### III. バーリーの反論

ドッド論に対して、バーリーは大企業の経営者は商人というよりも、君主または大臣として機能しており、これが社会的責任の引受けを正当化する。その限りでは、ドッドの主張は正しいとしつつも、それはあくまで理論であり実際ではない。なぜなら、産業の支配者は、誰も自らを君主と考えていないし、社会的責任をも仮定していない。

## 米法における企業の社会的責任論の考察

また、会社の支配者 (control) である経営者は、株主に対して受託者義務を負っている。もし、この義務が弱められたり、あるいは除去されたりすれば、「支配者」である経営者は、絶対者となる。経営者が、株主以外の者の利益を認識する必要はない。

大企業の場合には、私有財産の利用が公共的重要性をもつことは認めるが、明白かつ合理的な実効性ある責任概念を提示できるまでは会社が株主の利益のためにのみ存在するという見解を強調せざるを得ない。

さらに、バーリーはミーンズ (Berle and Means) との共著「近代株式会社と私有財産」(The Modern Corporation and Private Property)において、アメリカの株式会社が、私的事業の手段方法でなくなって、一つの制度となつたことを指摘し、次のように主張する。すなわち、「株式会社はその所有者達、即ち、株主たちの利益のために運営されねばならず、また、配分される利益はすべて彼らの手に渡るべきだとするのが伝統である。然しながら、我々は、今は支配者集団が自分達の懐へ利益を流し込む力をもつかもしれないということを知った。今では、会社が専ら株主達の利益のために運営されるということについては、もはや何らの確実性も存在しなくなった。所有権と支配との広汎な分離、及び、諸支配力の強化は、決定を求める新しい状態を惹起した。それは社会的、法律的压力が、みずから『所有者』の利益のために会社活動を保証せんとする努力として加えられるべきか、又は、こうした压力が、他の或いはもっと広いグループの利益のために適用されるべきかどうかということのそれである。<sup>(3)</sup>」そこで、「株主は会社は専ら彼らのために運営されるべきであるという権利を放棄したのである。それは、近代株式会社は所有者だけでなく、また、支配者だけでなく、全社会に対して役務を提供すべきことが要求されている。」

ところで、「もし、株式会社制度が存続すべきものとすれば、大会社の支配は、会社の種々な集団の多様な請求権を平準化しながら、その各々に、私的貪欲よりもむしろ公共的政策の立場から、所得の流れの一部分を割当てる純粹に中立的な技術体に発達すべきであると、考えることができ、否むしろこのことはほとんど

## 米法における企業の社会的責任論の考察

必須とすら見られるのである。<sup>(4)</sup>」と結論づけている。

### IV. ドッド論の進展

ドッドは、Adolf A. Berle, Jr. & Gardiner C. Means; “The Modern Corporation and Private Property.” 1932. の書評として、1935年バーリー論に反論をなしたのである。

つまり、裁判所や法律専門家が、経営者を株主の受託者として取り扱うという理念を放棄すれば、経営者は実質的にコントロールされなくなる。株主 (absentee owners) のための利潤追求ということは、何か別の法基準が現わされてくるまで、経営者の行動を測定するための法基準でなければならない。しかし、法がいかにそれを有効になしうるかの問題は残る。

1942年、さらにドッドは “Dimock & Hyde, Bureaucracy and Trusteeship in Large Corporations (1940)<sup>(5)</sup>” の書評の中で、「経営者が株主に対するのと同様に、従業員や公衆——ことに消費者——の受託者でもあることである。経営者の役割についてのこの概念は、次のことを認識して、かつ承認する人々に強くアピールするはずである。すなわち、少なくとも1933年までは、巨大企業の経営者達が、近代アメリカ会社における支配層であったという事実である。文明社会のどこにおいても、権限は責任をともなうものである。労働者や消費者の生活に影響を及ぼすような大きな権限が、経営者は、これらの人びとに対して道徳的に責任を負うことになる。

1933年、経営者の機能は株主の利潤極大化にあると指摘した伝統的会社法は、幅広い考え方へ発展して、経営者が労働者、消費者に対しても受託者であるとする考えを示唆したのであるが、それは法的難題であるとなした。つまり、1932年から33年の経済危機を契機として、国民がリーダーシップを求めた相手方は、けっして『産業政府』(industrial government) ではなく、『政府』(political government) でこそあった。この時以来、ビジネスの労働者に対する義務は、経営者を従業員の受託者として取り扱う以外の方法によって、達成されてきた。法規定が、労働者に一定の具体的諸権利を与え、あるいは労働者に組織を組むように

## 米法における企業の社会的責任論の考察

奨励して経営者と対等の条件で契約することができるようにしてきた。

けれども、信託受益者に対して受託者が負うところの信任義務 (fiduciary obligation) と近代株式会社及びその経営者が労働者に対して負うところの義務との間には、法的にも実際的にも大きなへだたりがある。経営者は、受託者原則に従い、株主の利益のために次のような方針による行動をとらなければならない。すなわち、短期及び長期の収益の増大をはかること、会社に対して好ましくないような公衆の反応を引き起こしてはならないこと、そして法律に違反したり、あるいは個人の契約上の権利を害したりしてはならないことである。しかるに、経営者には、すなわち給料を増大させることにより会社が従業員を利することができるよう行動しなければならない法的義務は、課せられていない。」

以上、ドッドの見解は前述した趣旨とは異なる見解を示したのである<sup>(6)</sup>。

### V. バーリーの改説

1956年バーリーは、A.A. Berle, "The 20th Century Capitalist Revolution, p. 169" (1956) の著書において、興味深い論述をなした。

「20年前、ハーバード大学法学部教授であった故 E.M. Dodd と論争した。筆者(バーリー)は、会社権限を株主のために信託された権限であると主張した。他方、ドッド教授は、会社権限を社会全体のために信託された権限であると主張した。この議論は、ドッド教授の主張にはっきりと味方したのである」と自説を改めたのである。

このようなバーリー改説をなした背景には、A.P. Smith Mfg. Co. V. Barrlow, B.N.J. 145, 98 A. 2d 581, opp. disnissed, 346 U.S. 861 (1953) の事件判決が影響をなしたものと考えられる。バーリーは、この事件によって経営者が、社会的責任を果していること、利潤極大化の規範に拘束されたものでないと見きわめ、ドッド論に同調したものと認められる。

けれども、バーリーは1959年「財産なき支配」(Power Without Property)の著書において、会社が Public consensus に沿って行動すべきことを主張した。

すなわち、「パブリック・コンセンサスの概念を導入することは、アメリカの

## 米法における企業の社会的責任論の考察

制度下に経済権力の理論を打ち立てるという単なる弁証法的必要性以上の問題である。パブリック・コンセンサスは、不明確であり、ほとんど全く組織されておらず、見分けられるような形をとっていないが、それにもかかわらず、正真正銘の事実である。どの会社の経営層もこのことを知っている。大部分の大経済組織のP・R部とカウンセラーはそれを捉もうと絶えず苦心している。『世論』ということばが、誤ってパブリック・コンセンサスの同義語として用いられることが時々ある。だが、実際には、世論は社会の大きな団体がある特定の状態で特殊な結論に達したこと、或いは達するであろうという事実を表わすための略語である。これらの結論は自発的にそして、多分感情的に得られたものであり、通常、不文ではあるが極めてリアルなる前提から得られたものである。ところが、パブリック・コンセンサスは、認められるようになったこれらの一般的不文の前提である。それは世論の基礎を提供する。世論は、パブリック・コンセンサスの中に具体化された主張を一般の意識にのぼるようになってきた状態に特に適用したものである。例えば、会社役員は、彼等の支配する会社を彼等の私的利潤のための取引の具としてはならないということが、パブリック・コンセンサスの当然の前提である。換言すれば、彼等は彼等の信任に答えるべくひたすら忠実でなければならぬのである。このため、ある会社の経営者グループが疑わしい二重取引をしていることがわかれば、たちまち世論が、この原則を通用することになる。

パブリック・コンセンサスが、多くの個人の心に生ずる無意識的な事実でないことは明らかである。それは、何らかの形で充分に表明された考え方及び経験の総和から生まれるものであり、その原則は、当該分野に関心を持つ社会構成員によく知られるようになり、かつまた彼等によって認められるようになる。<sup>(7)</sup>」

1960年バーリーは、(A.A. Berle, "Forward to The Corporation in Modern Society at xii. Mason ed. 1960.") 「現代会社の取締役は、利潤極大化のためにビジネス企業を運営するに留まらず、社会システム (a community system) の管理者 (administrators) として事実上も法律上も認識されている。…現在のところ臆することなく、否定されたり変革されえない存在である社会的・

## 米法における企業の社会的責任論の考察

法律的体制の最善のあり方を探求する。として、改説の確認をなしたのである。

なお、1963年 A.A. Berle, "The American Economic Republic, p. 218."においては、「経済的というより、むしろ道徳的、文化的、教育的な諸勢力が、アメリカのパブリック・コンセンサスの部分となって、これらの諸勢力こそが、すなわち、政治的国家の下での経済社会が、これらの諸勢力の要求をいかに取り残しなく上手にこたえるかを決定するであろう。<sup>(8)</sup>」と述べておる。

これらは、バーリーが伝統的企業の極大利潤に関する論文を書いたことから始まり、これに対してドッドが問題提起をなし、株主以外のためにも企業の役割を果すべきとした。それにバーリーは反論し、また、ドッドもバーリー説に譲歩したが、彼の死後に至り、バーリーは改説をなし社会的責任論を認識するに至ったのである。以上が、ドッド・バーリー論争の変遷である。

但し、バーリーの改説に対して、T.A. ペティット (T.A. Petit, The Moral Crisis in Management, p. 7. 1967.) や B.W. ルイス, (Ben W. Lewis, Power Blocs and The Operation of Economic Forces; Economic by Admonition, 49 American Economic Rev. pp. 384, 395. 1959.) が異論を示しておる。

### 注

- (1) A.A. Berle Jr., Corporate Powers as Powers in Trust, 44 Harv. L., Rev. pp. 1049, 1073. (1931.)
- (2) E.M. Dodd, For Whom are Corporate Managers Trustees?, 45 Harv. L., Rev. pp. 1145, 1163. (1932.)
- (3) A.A. Berle, For Whom Corporate Managers are Trustees; a Note, 45 Harv. L., Rev. pp. 1367~8. (1932.)
- (4) Berle & Means, The Modern Corporation and Private Property (1932).  
北島忠夫訳「近代株式会社と私有財産」(1958年) 423~4. 448~450頁による。
- (5) E.M. Dodd, Book Review, 9 Chi. Rev., p. 538 (1942).
- (6) Ibid. at pp. 546~547.
- (7) A.A. Berle, Power Without Property, pp. 111~112 (1959).  
加藤・関口・丸尾共訳「財産なき支配」148~149頁。

## 米法における企業の社会的責任論の考察

(8) A.A. Berle, American Economic Republic, p. 218 (1963).

### 4. 社会的責任論の法展開

(1) 社会的責任論は二つの側面が表われているといえる。一方では、取締役の受託者としての責任の拡大化の要請であり、他方は、利潤極大化原則の反省という形をとる。

後者に関して、ガルブレイス説<sup>(1)</sup>では、利潤極大化はもはや究極の目的ではないとする。これは、専門的知識と集団決定の必要性の中から大企業の権力中枢に進出したテクノストラクチャー (Technostructure) にとって、まず利潤極大化より損失防止が優先するとみる。それにより、彼らの地位の安泰が保証されたとき始めて次の目標の選択がなされるが、それは、「会社の最大可能な成長率の達成」に他ならないという。その成長という目標の前に、利潤極大化は手段的地位に転落する。

(2) 社会的責任論は、慈善寄付という名目のもとに利潤極大化原理にブレーキをかけるものとして、行なわれてきたのである。しかも、会社の慈善寄付の分野において、会社の社会的責任は強調されるものとなってきておる。

そこで、バーリー改説に大なる影響を与えたといわれる判例を掲げることとする。

A.P. Smith Manufacturing Co. V. Barlaw (1953).

#### I. 事件の概要

A.P. Smith 会社は、1896年に法人格を付与され、バルブや消火栓などの主として水道・ガス装置の製造、販売を業としていた。会社の工場は、イースト・オレンジとブルームフィールドに立地している。会社は、約 300人の従業員をかかえておった。

会社は規則的に地方共同募金に寄付してきたし、時にはイースト・オレンジにあるアブサラ大学やニューアーク大学に対して寄付をしてきた。

1951年 7月 24日、取締役会は、次の決議をした。すなわち、会社がプリンスト

## 米法における企業の社会的責任論の考察

ン大学に対して寄付の募金に応じて、割り当てられた 1,500 ドルを寄付することは、会社の最善の利益になるとした。

この決議に対して株主が異論を唱えたので会社は、この決議が有効であることを認める判決を求めたのである。

### II. 判旨

教育機関に対する寄付は、人材の採用のためということで、コモン・ロー (Common Law) 上も認められてきたし、また、会社は善意 (good will) の創造という広告的効果を期待できるということで、その権限を認められた事件もあった。

国家の富が、主として個人の手もとにあった時に、個々人は、自発的に慈善目的に寄付をすることによって、自分達の市民としての責任を果たすものとしてきた。ところが、富の大部分は、会社の手に移った。また、個々人は、重税の負担を課せられており、博愛的需要の増大についていけなくなってきた。そこで、会社は、個々人がなしてきたのと同様に、良き市民であるという近代における義務を負うものと考えられるようになった。実際上も、会社のなす寄付は増大している。年間に会社のなす寄付の総額は、3 億ドル以上であり、そのうち教育機関に対する寄付は、6,000 万ドル以上となっている。また、地方共同募金の受領額の40%以上は、会社からの寄付である。

現在の状況は、会社に私的責任と同様に社会的責任をも負わせるとしている。すなわち、会社は、活動している地域社会のメンバーとしての責任を自覚して、これを果たさねばならなくなっている。

たとえ、コモン・ロー原則 (Common Law) を現在の状況に通用するとしても、本件の寄付は、会社の利潤になるということでもって正当化される。但し、この利潤ということは、自由企業体制の下で会社が現実に生き残るということを意味するのである。

現代の状況において、合理的な慈善寄付をなすことは、会社の権限内に含まれている。会社が寄付をすることの権限に関して 1950 年の立法規定の改正では、こ

## 米法における企業の社会的責任論の考察

のことを確認するものであり、本件原告会社にも遡及して適用され得る。

以上の事件判決は、当時における利潤極大化原則に何らかの変化を加えたものとして評価できる。なお、それは社会的責任論への進展と認められる。

### 注

(1) John Kenneth Galbraith; *The New Industrial State.* pp. 71~108. (1967).

都留重人監訳、「新しい産業国家」、1968年90~91頁。

### 5. 利潤概念の変遷

従来より、企業は利潤極大化主義に立つと主張するミルトン・フリードマン教授によれば、「会社経営者が最高利益以外のことを考へるのは不道徳<sup>(1)</sup>」となし、また社会的責任論は「ごまかしであり、自由社会体制にとって危険な考え方である<sup>(2)</sup>」と指摘しておる。

他方では、社会問題公害・環境・人種差別等の解決に、従来からなされてきた慈善寄付に加えて、より一層の企業の貢献が問われているのも事実である。であるからこそ、社会的責任論へのアプローチが試みられてきておる。

史的変遷をたどれば、ドッド・バーリー論争（前掲3参照）で明らかのように、初期のバーリーの見解は前者に該当するものの、会社はパブリック・コンセンサスを得て行動するべきであると論じたことは、むしろ後者に該当する<sup>(3)</sup>。

ところで、米国の大統領委員会（CED）の見解では「貧困と無知と抑圧に苦しむ人びとよりも、よい環境と教育と機会とに恵まれた人びとの方が企業にとってより優れた従業員、顧客、隣人となるのであるから、経営者は企業利益を広く定義することによって、ほとんどすべての社会問題の解決促進に企業を関与せしめる論拠を示すことができる。<sup>(4)</sup>」なお、「正しく機能する良い社会が産業界全体の礎である以上、長期的な株主の利益は、企業が成長し繁栄できる社会に役立つような企業の政策によって、最も良く生かされるのだ。<sup>(5)</sup>」としておる。つまり、短期的にみれば企業の社会福祉を増大させることは、直接的に会社利潤とならないかもしれない。けれども、長期的観点からすればむしろ、会社の利潤増大化の

## 米法における企業の社会的責任論の考察

もととして社会責任を果たすべきであることを明確にしておる。この点は、株主の利益として配当されるべきを、社会福祉に貢献ないしは慈善寄付をなすことは、株主の利益に重大な問題がなげかけられたとして前述したのであるが、長期的展望からすれば、株主の利益及び企業の永続性からしても、後者の見解に導びかれるであろう。しかも、その程度ないしは量の問題は充分な検討が必要になってくるのではないか。

### 注

- (1) Quoted in Schwartz, Corporate Responsibility in the age of Aquarius, 26 Business Law. p. 518. (1970).
- (2) ミルトン・フリードマン、「企業の社会的責任とは何か」、土屋守章訳、中央公論昭和49年経営問題秋季号 322 頁。
- (3) Joseph L. Weiner, The Berle—Dodd Dialogue on the concept of the Corporation, 64 Coloum. L. Rev. p. 1464.
- (4) 森田章著「米国における企業の社会的責任論の展開」、民商法雑誌第70巻3号、453 頁。
- (5) CED、企業の社会的責任、38頁。
- (6) 前掲書、35頁。

## 6. 株主提案権制度

企業の社会的責任の遂行を企業内部、いわゆる株主の側から取締役に対しての促進的な株主提案権制度がある。

この提案の代表的、ラルフ・ネーダーのキャンペーンGMによる「一株々主運動——つまり、会社の行動方式に社会的方向づけを行い、公共的利益への奉仕を求める傾向——」は証券取引法上の制度を利用して、社会問題の解決に会社参加をなさしめようとする試みである。

本稿では、米国における株主提案権の利用と運用とを述べることにとどめる。株主提案権制度の利用状況<sup>(2)</sup>は、1934年証券取引所法第14条(a)項の証券取引委員会規則 145—8 により、会社の費用での株主提案事項について委任状の勧誘を

## 米法における企業の社会的責任論の考察

通じてなされる状況を表 I に示すことにする<sup>(3)</sup>。

ところで、1970年のキャンペーンGMの要約では、

「会社の責任を促進させ、経営者ならびに公衆に会社の社会的役割を啓蒙する目的をもって1969年末に設立された非営利法人『会社責任に関するプロジェクト』(Project on Corporate Responsibility 以下単にプロジェクトとする)は、20株のゼネラル・モータース普通株主の所有者であるが、1970年5月下旬に開催される株主総会のための経営者の委任状説明書に記載されるために、1970年2月、ゼネラル・モータースに対して9個の株主総会決議事項の提案を提示した。提案は、(1) 会社の定款記載の目的が、公衆の健康、安全、福祉に有害な方法または連邦法、もしくは会社が営業を行なう州の法律に違反する方法で実現されなければならない旨の定款変更、(2) 取締役の定員数を23名から26名に増員する旨の附属定款の変更、(プロジェクトは、新たに増員される取締役の選任について、ジョンソン大統領の消費者問題についての顧問ロックフェラー大学の環境生物医学教授、およびワシントン地区の地域指導者をその候補者に指名する予定であった。) (3) ゼネラル・モータースの取締役会の代表者、自動車労働者連合の代表者およびジー・エム運動の代表者からなる選任委員会により選任される、15名ないし25名の種々の利益代表者からなる。現代社会における会社の役割、および株主、従業員、消費者ならびに一般公衆の利益の適正な調整につき、株主に報告および勧告することを任務とする『会社責任についてのゼネラル・モータース株主委員会』(General Motors Shareholders Committee for Corporate Responsibility—以下単に株主委員会とする)の設置、(4) 大量輸送についての会社の役割の大幅な増大、(5) 会社の生産車輌の安全性の確保、(6) 会社の生産車輌の排気ガスの減少、(7) 会社の生産車輌の製造物責任の明示 (product warranties)、(8) 従業員の安全確保、(9) ゼネラル・モータースの新車ディラーならびに会社の経営その他の熟練を要する地位へ適当な割合の少数民族の配置、からなっていた。ゼネラル・モータースの経営者は、証券取引委員会およびプロジェクトに対して、これらすべての提案を、証券取引委員会規則 145—8 に基づいて、経営者の委任状

## 米法における企業の社会的責任論の考察

説明書に記載しない旨を通知した<sup>(4)</sup>。」

これに関して、「証券取引委員会の主任法律顧問および会社金融局は、証券取引委員会に対して、基本定款の変更および種々の問題について特定の行為を要求する6個の提案が経営者の委任状説明書から省略されることができる旨を勧告し、附属定款の変更を求める提案が委任状説明書に記載されるべきことにつき同意見であった。しかし、株主委員会の設置に関する提案については、主任法律顧問は、委任状説明書に記載されるべきであると勧告したのに対して、会社金融局は、経営者の意見に同意して、規則145—8(c)(2)に基づき、委任状説明書から省略されるべきであると主張した。この点について、証券取引委員会は、2対1の決議でもって、株主委員会の設置に関する提案が委任状説明書に記載されるべきであると決定した。」この証券取引委員会決議に従い、ゼネラル・モータース年次総会がなされたのである。

但し、1973年1月1日SEC通牒9432号において株主提案権制度改正がなされ、その他の学界においては、シュワーツ教授の改正提示がある<sup>(5)</sup>。

株主提案権制度は、遅かれ早かれ我国の企業の社会的責任に指標としての大なる影響を与えることになるのではないか。

### 注

(1) Donald E. Schwartz, *The Public Interest Proxy Contest; Reflections on Campaign G.M.*, 69 Mich. L. Rev. p. 421 (1971).

神崎克郎著「アメリカ法」(1972—2). 312頁。

(2) 前掲著「米国における株主提案権と社会問題」、商事法務研究573号、1971年、2~10頁。

(3) 表I A 委任状説明書に記載された提案

会計年度	'63	'64	'65	'66	'67	'68	'69	'70
提案権	191	211	229	156	192	162	173	241
提案株主数	42	45	56	35	45	34	21	25
被提案会社数	132	125	134	103	127	115	118	150

## 米法における企業の社会的責任論の考察

### B 記載されなかった提案

会計年度	'63	'64	'65	'66	'67	'68	'69	'70
提案数	61	58	54	58	93	92	48	52
提案株主数	45	40	38	39	42	34	21	24
被提案会社数	26	36	29	30	39	38	19	31

前掲書. 331頁。

(4) 前掲書, 336~337頁。

(5) Schwartz, Towards New Corporate Goals; Co—Existence with Society, 60 Georgetown L.J. p. 94 (1971).

## 7. むすび

米法における社会的責任論は、40年に及ぶ伝統の中で、初期のバーリー・ドッド論争以来はなばなしい展開がなされてきている。それは、従来からの原則である企業の極大利潤追求が、もはやそれのみによるのではなく、むしろ社会的貢献度を問題としてきておる。この点に鑑み、会社法上株主の利潤として利潤配当をなすべきであるにもかかわらず、他に活用するとなれば、株主の権利に影響を与えることになる。これを前提として、史的考察を試み、主にバーリー論がドッド論つまり、利潤極大化以外に社会への役割を何らか企業がもっているとする理論へ変遷した経過を検討してきたのである。

さらに、法展開において慈善寄付の問題を掲げ、かねてより行なわれてきていた慈善寄付は利潤極大化現象に一応のブレーキ的役割をなしてきたことを述べたわけである。しかし、政治献金と企業の社会的責任問題に関しては法的見地からの考察をなすつもりである。

会社経営者の行動は、利潤極大化に傾注し社会的貢献に関してはややもすると無に等しいものであった。が、公害、高度経済成長に伴う環境の変化において、企業の社会的責任が問題視されてきたのである。その点、アメリカ法においては1930年代すでに認識がなされておったといわれる。しかしながら、企業の社会的

## 米法における企業の社会的責任論の考察

責任を遂行することを名目として、福祉、教育、地域社会のあらゆる分野にまで関与することになれば企業は強大な権力を保有することになる<sup>(1)</sup>。と批判的見解も少なくない。その場合、企業の社会的貢献と利潤活用の程度が、むしろ問題なのである。

なお、本稿では我国の問題を考察する前段階として米法を中心に社会的責任論を試みた次第である。

現在、商行為の代理（Undisclosed principal の法理）に関して模索中である。

### 注

- (1) Theodore Levitt, *The Dangers of Social Responsibility*, 36 Harv. Bus. Rev. pp. 41, 44 (1958).